

市民税・県民税(住民税)は、前年中の総所得金額を算出し、そこから所得控除額を差し引いた残金額の段階に応じて所定の税率を乗じ、課税されます。申告書は、届いたら必ず開封してください。同封の「申告の手引き」をご覧ください。なり、申告者ご自身で申告書を作成の上、期限内に提出してください。

申告しなければならぬ人

●住民税の申告書が届いた人

申告が必要と思われる人には、2月上旬、市から住民税の申告書を送付します。申告書を受け取った人は必ず申告してください。

●平成13年1月1日現在、白根市に住民登録があり、次のような所得があった人
※所得の内容によっては納税相談の際、確定申告に切り替えていただく場合もあります

- ①営業、農業、その他の事業、不動産(地代・家賃等)、利子、配当、その他の貸金(内職・日雇・パート・アルバイト等含む)、報酬、年金などの所得があった人
- ②給与所得者で次に該当する人
・勤務先(給与の支払者)から、給与支払報告書が白根市役所に提出されていない人
・給与所得以外に①のような所得のあった人
- ・平成12年中に退職または中途就職した人、勤務先を変更した人
- ③平成12年中に医者にかかり、所定以上の医療費を支払った人や、雑損控除および寄付金控除などの

申告しなくてもよい人

●確定申告書を税務署(白根市は新潟税務署管内)に提出する人

(注)事業所得や譲渡所得のある人の、確定申告書の收受は可能ですが、市納税相談会場での適正・適法な納税相談は困難です。税務署で確定申告を行い、確かな納税をされるようお願いいたします。

●所得がなかった人
①市民税・県民税は、下の「申告をしなくてもよい人」に該当する以外の人は、すべての所得について申告してください。
②申告書等の提出がない人は、各種証明書の発行ができません。
③申告書は、国民健康保険税や介護保険料等の賦課や軽減税率適用の算定基礎資料となります。
④平成12年中は親族の扶養家族であった人、病気や失業などで所得のなかった人、遺族年金や障害年金を受けた人、また、その他の理由で所得のなかった人も、申告書に昨年中の状況を記入の上、必ず提出してください。
⑤申告前までに申告書が届かなかった人は、申告相談会場等で請求してください。



●給与支払報告書が勤務先から当市役所に届いている給与所得者で、所得控除を希望されない人など

税務署からのお知らせ

■問い合わせ 新潟税務署
☎229・2151(代表)

①次のような人は、所得税の確定申告が必要です

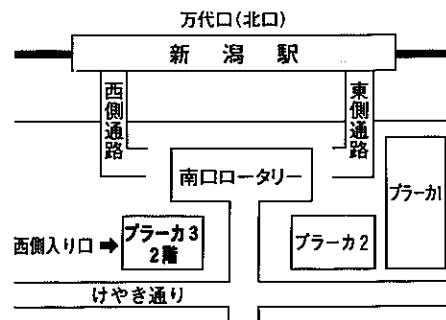
1. 自営業者や不動産所得がある人
2. 給与所得者で年末調整されていない人や給与以外に20万円を超える所得がある人
3. 給与所得者で、2カ所以上から給与等の支払いを受けている人
4. 土地や建物を売却した人

②特設会場が「プラーカ3」に変わります

所得税の確定申告(譲渡所得のある人や贈与税の申告を除く)の相談を受け付けます。
※2月15日(木)までは、還付申告のみの受け付けとなります。また、昨年まで開設していた「八千代特設会場」は、今年は開設しませんので、ご注意ください

■開設期間・受付時間 2月1日(木)～3月15日(木) 午前9時～11時、午後1時～3時30分 ※土・日曜日、祝日を除く。受付時間は都合により変更になることがあります

■ところ プラーカ3(新潟駅南口) 2階特設会場 ※右の地図を参照ください



※無料駐車場がありませんので、車での来場は遠慮ください

還付申告の受け付け

年金受給者、住宅借入金等特別控除、医療費控除の還付申告を受け付けます。必要書類などについては、広報しろね1月合併号5ページをご覧ください。

- 受付期間 年金受給者・医療費控除 2月6日(火)～7日(水)、住宅借入金等特別控除 2月8日(木)～9日(金) ※都合の悪い場合は、期間中、どの内容でも受け付けます
- 受付時間 午前9時30分～11時30分、午後1時30分～4時
- 会場 市役所4階大会議室

税理士による還付申告無料相談

2月7日(水)から9日(金)までの3日間、税理士事務所において、次のような少額の還付申告相談や申告書の作成を無料で行います。最寄りの税理士事務所へ事前に電話連絡の上、お出掛けください。

- ①年金を受けている人
 - ②給与所得者で、医療費控除を受けようとする人
- 問い合わせ 関東信越税理士会新潟支部特設電話 ☎228・5646(2月9日(金)までの、午前9時30分～午後4時)
※税理士別相談日程表は税理士会館、税務署に用意してあります

住民税の申告相談カレンダー

■受付時間 午前9時30分～11時30分、午後1時～4時
■ところ カルチャーセンター 2階サブアリーナ

※土曜日の申告相談日も開設します(3月10日)。ぜひ、ご利用ください

月	15	14	13	12	9	8	7	6	5	2	3/1	28	27	26	23	22	21	20	19	2/16
曜	木	水	火	月	金	木	水	火	月	金	木	水	火	月	金	木	水	火	月	金
対象地区	申告を済ませていない人																			
対象地区	白根																			

住民税申告の受け付け

住民税の申告書を次のように受け付けます。上記の申告カレンダーをご覧ください。上記の申告カレンダーを添付し、同封の返信用封筒で返送してください。

●「郵送」でも受け付けます

記入の完了した住民税の申告書は、郵送でも受け付けます。資料を添付し、同封の返信用封筒で返送してください。

●お願い

- ①申告相談日は、早朝に来場されても、会場準備が済むまでお待ちいただくこととなります。
- ②例年、申告会場は、受付開始直後に大変混雑します。午後2時以降は比較的すいています。時間差での申告にご協力ください。
- ③申告会場では、受付係員の配置や整理券の配布は行いません。来場されたら、会場内の空いている相談席にお座りください。
- ④申告書は記入の上、来場ください。申告相談は、記入済みの申告書を優先して行います。

※会場では申告書のコピーサービスをしています。必要な人は、提出前にコピーしてください

住民税の年税額

個人の住民税は、均等の額によって負担する「均等割」と、その人の所得金額に応じて負担する「所得割」の2つで構成されています。
※この広報の内容は平成13年1月現在のものです。今後、税法等の改正が行われた場合、新税法の適用もあります

均等割額は、
市民税 2,000円 } 合計 3,000円 = A
県民税 1,000円

※例えば夫婦が同じ市内に住んでいて、夫が均等割を納税しているとき、その妻は均等割が非課税となります

所得割額は、次の方法で計算します。

所得金額 - 所得控除額 = 課税所得金額 (1,000円未満切り捨て) = B

B × 税率 (右上の表参照) - 税額控除 = C

C - C × 定率による税額控除額 (15%、上限4万円) = 所得割額 (100円未満切り捨て) = D

A + D = 市・県民税の年税額

市民税	課税所得の段階	税率	(参考)速算控除額
市民税	200万円以下の金額	3%	0円
	200万円を超え700万円以下の金額	8%	100,000円
	700万円を超える金額	10%	380,000円

県民税	課税所得の段階	税率	(参考)速算控除額
県民税	700万円以下	2%	0円
	700万円を超える金額	3%	70,000円

市民税・県民税所得割の税率表

申告期間中、担当職員は納税相談会場へ出張してまいりますので、電話での適切な対応は困難です。「申告期間前」の問い合わせに、ご理解とご協力をお願いします

問い合わせは：
税務課市民税係
☎内 244、250
251、252